

※ 中山間地域等直接支払制度の概要(平成22年度～26年度)

1. 対象となる地域

(太字下線: 3期対策変更点)

○地域振興8法指定地域及び都道府県知事が指定する地域
(特定農山村・振興山村・過疎地域・離島振興地域、奄美等その他)

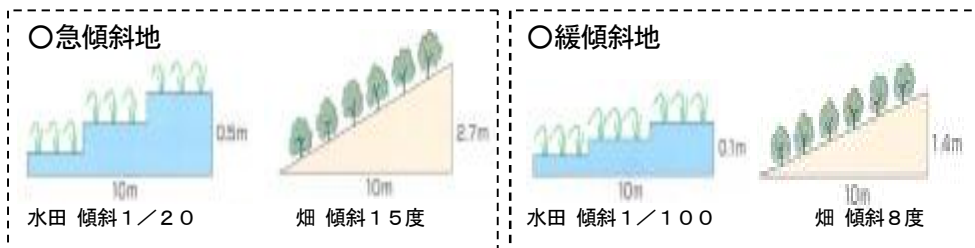
2. 対象となる農用地

○傾斜等一定の基準を満たす農振農用地区域内(※1)の一団の農用地(※2)

※1 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が設定

※2 一団の農用地:農用地面積が1ha以上の団地又は**共同取組活動が行われる複数の団地の合計の面積が1ha以上**

[傾斜条件の例]



3. 対象となる行為

作業1 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動

作業2 **①共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」(集団的サポート型)新設**
又は

②担い手育成など、より前向きな取組(ステップアップ型)
生産条件の強化等により前向きな取組を推進

・耕作放棄地の復旧等協定農用地の拡大、生産条件の改良等をメニューに追加

・非農家との連携による多面的機能の発揮をメニューから削除

活動例と効果

○農業生産活動の継続

- ・耕作放棄地の復旧・発生防止
- ・農道・水路の適切な管理



○多面的機能の発揮

- ・農作業体験を通じた都市住民との交流
- ・周辺林地の下草刈り
- ・景観作物の作付け等



4. 対象者

○集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等

5. 交付単価

(単位:円/10a)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500
草地	急傾斜	10,500
	緩傾斜	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜	1,000
	緩傾斜	300

注1)3. のうち作業1のみを実施する場合は、上表の8割単価。

2)その他、加算単価として、規模拡大加算、土地利用調整加算、法人設立加算、**小規模・高齢化集落支援加算(H22年度新設)**を措置

【全国の実施状況】

- 交付市町村:1,008市町村
- 協定締結数:28,765協定
- 交付面積:66万4千ha
(平成21年度)

【県内の実施状況】

- 交付市町村:34市町村
- 協定締結数:517協定
- 交付面積:8,166ha
(平成22年度)